

平成 24 年 6 月 1 日

民主党
政策調査会長代理
桜井 充 様

要 望 書

チーム医療推進協議会

今後の大規模災害時支援体制作りへの要望

— 東日本大震災での支援活動の経験から —

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、我々チーム医療推進協議会の加盟団体も、今日まで多くのチームを被災地に派遣して、被災者の健康支援活動を実施してきました。本要望の目的はこの支援活動での経験とそこから得られた教訓をもとに、今後も予想される新たな災害に備えることにあります。

今回の震災の特徴としては、南北約500キロに渡る広大な地域に地震と津波の被害がもたらされ、死者の9割が津波による溺死であったこと、加えて高齢者が多く住む地域で避難所生活が余儀なくされているといったことが挙げられます。

こうした経験によって明らかになりましたのは、発災後48～72時間を主な活動と想定していた救急医療中心のDMAT（災害医療派遣チーム）だけでは十分な健康支援体制を組むことができないことでした。つまり超高齢社会固有の問題として、慢性疾患等を抱える高齢者への中長期的な健康支援活動が大きなウエイトを持ち、そのため医師、看護師だけではなく、他医療専門職による栄養管理や運動指導、そしてメンタルヘルスなどへの協働が重要となったことでした。

2万人にも及ぶこの大震災での死者と行方不明者の犠牲を無駄にしないためにも、また仮設住宅等で今なお避難生活を続けている被災者の健康がこれ以上阻害されないことがないよう、我々チーム医療推進協議会として要望させていただきます。

チーム医療推進協議会

要望書 提出団体一覧

[参加団体]

- 日本医療社会福祉協会（公益社団法人）
- 日本医療リンパドレナージ協会（特定非営利活動法人）
- 日本栄養士会（社団法人）
- 日本看護協会（公益社団法人）
- 日本救急救命士協会（一般社団法人）
- 日本言語聴覚士協会（一般社団法人）
- 日本作業療法士協会（一般社団法人）
- 日本細胞診断学推進協会細胞検査士会
- 日本歯科衛生士会（公益社団法人）
- 日本診療情報管理士会
- 日本放射線技師会（公益社団法人）
- 日本理学療法士協会（公益社団法人）
- 日本臨床工学技士会（公益社団法人）
- 日本臨床心理士会（一般社団法人）

チーム医療推進協議会からの要望

【 政府に対する要望 】

1. 医療専門職の災害時対応に関する研修について
 - ・ 発災時、医療専門職には多彩な活動が求められるが、一方では医療専門職といえども自らの命と生活を確保しなければなりません。そこで支援参加者の安全を確保し、医療専門職の更なる有効活用をめざし、平時から専門職の災害時対応能向上のための研修を実施することを要望致します。
2. 医療専門職のチームアプローチ（連携）を推進するため、省庁を横断する大規模災害時施策について
 - ・ 今回のような大災害時にあっては、医療職のみで支援活動が満たされるものではなく、行政職・消防職員・警察職員・自衛隊・一般ボランティア等との連携も重要であります。そこで省庁の壁を超えた大規模災害時プロトコル等を整備すると共にその実施訓練を行うことを要望致します。
3. 災害初期の情報管理体制を確立について
 - ・ 今回の津波被害として、地方公共団体の機能も大きく傷つきました。そのため、被害状況や支援体制に対する情報が混乱し、支援活動の円滑さを欠いたり、支援活動の公正な分配にも影響が見られました。そこで、中央政府が支援に関する情報管理に責任を持ち、精度の高い情報に基づいた支援活動が展開できる環境を作ることを要望致します。
4. 患者情報（投薬・治療・介護度等）の整備について
 - ・ 患者情報の不足や欠落によって、支援活動及び医療支援が停滞することが少なくありません。お薬手帳・介護保険手帳等の整備を行い、医療支援体制が的確に機能する体制づくりを要望致します。
5. 被災者の放射能サーベイの効率的な体制の整備について
 - ・ 今回の放射能漏れ事故では、多くの国民が不安に陥ると共に大きな風評被害が発生しています。これらを少しでも和らげるために、放射能サーベイの効率的な体制整備を早急に行うと共に、今後備えた体制作りのため、専門職を交えて検討することを要望致します。

6. 災害救助法の見直しを行い、超高齢社会に適合した支援体制作りと必要な医療専門職の明記について
- ・高齢社会の大規模災害にあっては、発災時の救急対応のみでは不十分なことが阪神淡路大震災、そして東日本大震災で実証されました。早急に高齢社会に適合した法律へと転換を図ること、及び円滑な支援体制確立のために必要な専門職名を法律へ明記することを要望致します。

関連記載

【 地方自治体に対する要望 】

1. 災害時の避難生活等を想定し、健康に資する住民教育について
 - ・避難所及び仮設住宅での身体的・心理的・社会的な様々な問題が指摘されています。これらの点について、発災後に広報に努めてもなかなか周知できるものではありません。そこで平時から生活不活発病や栄養管理等の住民教育を積極的に行い、個々の住民が自ら適切に対処できる様要望致します。
2. 円滑な支援活動のための行政の体制作りを行い、特に外部からの支援者及び支援物品をマネージするための人材育成について
 - ・今回の支援活動では、現地でのマネージメントとマッチングが大きな課題となりました。外部からの支援が効率的・効果的に行なわれるためには欠かせない現地のマネージャーの育成を要望致します。
3. 避難所や仮設住宅を生活の場と考え、その環境作りの基準化について
 - ・避難所や仮設住宅での生活態様によって、特に高齢者に様々な健康上の問題が発生しています。これらを想定した避難所及び仮設住宅の在り方を検討し、生活環境としての基準化を図ることを要望致します。